**日本国際文化学会**

**文化交流創成コーディネーター資格認定制度**

**2023年度　学習活動報告書と動画プレゼンテーション　表紙**

**提出日：　　　　　年　　月　　日**

**１.大学名：**

**２.学部学科（研究科専攻）名：**

**３.大学住所：**

**４**.**：**

**５.学籍番号：**

**６.提出時点の学年：**

**7.学習活動報告書・動画プレゼンテーション題名：**

**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿**

8．添付資料のリストをつけてください。※動画プレゼンテーションの中に入れ込んだものは添付する必要はありません。

あなたの実践を証明する資料を添付してください　(例：記事、イベントのチラシ・プログラム、関係者からの推薦状）。

①＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

④＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑤＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【応募内容について】

短期集中セミナーに参加せず、独自に行った実践的活動で応募する場合、学習活動報告書と動画プレゼンテーション（5分程度）で申請できます。原則として申請者個人だけの活動は対象としません。申請者が率先して新たに立ち上げたグループ活動を対象とするものです。また、既存のボランティア団体等の活動に参加する場合は、単に与えられた役割を担うのではなく、申請者が中心となって、新しい企画を策定する、新しい実施方法を工夫するなどの主体的な取組みが必要不可欠です。それらの貢献が団体の活動の中で評価されて継続される、あるいは活動の転機となるなどが審査のポイントです。いくつかの活動を羅列するのではなく、一つの活動について掘り下げたもので申請してください。

【審査の基準】

１．「文化交流創成の実績」について審査します

間文化的プロジェクトの企画や運営等、文化交流創成に関する実地研究調査活動（フィールドワーク）に参加して、一定の実践的成果を収めていること。

【基準】①文化交流創成の企画・運営等の実践経験がある。

　　　　　②文化交流創成の実践において、異なる文化アクター間の連携を調整し、成果を収めている。

２．「問題解決・価値創出に向けた行動力と発信力」について審査します

知識と活動経験およびフィールド・ワークから得た知見を問題解決や新たな価値創出への提案と行動に結び付けることができ、社会に向けて発信する能力を有すること。

　【基準】①学習成果やフィールド・ワークから問題解決や価値創出に向けた企画を立て行動できる。

 ②行動企画の連携を目指して発信できる。

**【学習活動報告書、ならびに、動画プレゼンテーション作成に関する注意点】**

1. **学習活動報告書について**

文化交流創成の体験型学習に参加することにより、本資格取得のために獲得すべき知識・経験・能力のうちで、特に「文化交流創成の実績」と「問題解決・価値創出に向けた行動力と発信力」を鍛えることが期待されています。以下の基準に照らして、独自の実践的活動により、「短期集中セミナー」に相当する学習成果を収めていることを、4,000字程度で具体的に記述してください。

報告書には以下の4点を枠組みとしてわかりやすく論述してください。

1. 序論（はじめに）

あなたはどのような問題の解決や価値の創出に向けて、その文化交流創成の実践を行いましたか。(問題意識、仮説)

1. 本論：

あなたが実践した文化交流創成の企画・運営とは具体的にどのようなものでしたか（活動の内容）、その実践は、どのような文化アクター間の連携を調整する実践であり、その結果どのような成果を収めましたか。 (成果報告)

1. 結論（おわりに）：

あなたが実践した文化交流創成の企画・運営の将来に向けての発展を目指して、あなたはだれに向けて、何を働きかけましたか。あなたの実践と活動が、社会に何らかの変化をもたらし、将来に残る成果を創出したと展望できる場合には、その点も結論としてまとめてください（展望）

1. 動画プレゼンテーション（5分程度）

学習活動報告書の内容について、動画で報告をしてください。プレゼンテーションの形式などについて、特に指定はありません。

動画の提出に関しては、USBメモリなどのメディアを資料に同封するか、クラウドやYoutubeにアップロードしたもののリンクを添付資料リストに記載するかして下さい。動画が再生できない場合には、事務局から連絡しますので、指示に従うようにしてください。

3月末に申請を締め切った後、4月から5月中旬までの間に審査委員会から質問をすることがあります。

以上